

設計住宅性能評価申請書

(第一面)

令和 年 月 日

一般財団法人滋賀県建築住宅センター 殿

申請者の氏名又は名称

印

代表者の氏名

住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定に基づき、設計住宅性能評価を申請します。
この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

※受付欄	※手数料欄
第 号	
申請受理者印	

申請者等の概要

【1. 申請者】

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住 所】

【電話番号】

【2. 代理者】

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住 所】

【電話番号】

【3. 建築主】

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住 所】

【電話番号】

【4. 設計者】

【資 格】 ()建築士 () 登録 第 号

【氏 名】

【建築士事務所名】 ()建築士事務所 () 知事登録 第 号

【郵便番号】

【所在地】

【電話番号】

【5. 設計住宅性能評価を希望する性能表示事項】

別紙による

希望選択事項なし

【6. 備考】

別紙 申請者等の追加

【1. 追加の申請者】

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住 所】

【電話番号】

【2. 追加の建築主】

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住 所】

【電話番号】

【地盤の液状化に関する情報提供】

- 地盤の液状化に関する情報提供を行う(情報提供の内容は申出書による)
- 地盤の液状化に関する情報提供を行わない

【設計住宅性能評価を希望する性能表示事項】

1. 構造の安定に関すること

- 1-2 耐震等級(構造躯体の損傷防止)
 - 1-4 耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)
 - 1-5 耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)
-

2. 火災時の安全に関すること

- 2-1 感知警報装置設置等級(自住戸火災時)
 - 2-4 脱出対策(火災時)
 - 2-5 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部以外))
 - 2-6 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部))
-

5. 温熱環境・エネルギー消費量に関すること

「5-1」又は「5-2」、もしくは「5-1」と「5-2」両方の選択が必要となります

- 5-1 断熱等性能等級
 - 5-2 一次エネルギー消費量等級
-

6. 空気環境に関すること

- 6-1 ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)
 - 6-2 換気対策
 - 6-3 室内空気中の化学物質の濃度等
特定測定物質(必須) ホルムアルデヒド
特定測定物質(選択) トルエン キシレン エチルベンゼン スチレン
-

7. 光・視環境に関すること

- 7-1 単純開口率
 - 7-2 方位別開口比
-

8. 音環境に関すること

- 8-4 透過損失等級(外壁開口部)
-

9. 高齢者等への配慮に関すること

- 9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)
-

10. 防犯に関すること

- 10-1 開口部の侵入防止対策

(注意)

- ①選択を希望する性能表示事項にチェックしてください。
- ②「5. 温熱環境・エネルギー消費量に関すること」については「5-1 断熱等性能等級」又は「5-2 一次エネルギー消費量等級」、もしくは両方の選択が必要となります。

(第二面) 別紙

【地盤の液状化に関する情報提供】

- 地盤の液状化に関する情報提供を行う(情報提供の内容は申出書による)
- 地盤の液状化に関する情報提供を行わない

【設計住宅性能評価を希望する性能表示事項】

1. 構造の安定に関すること

- 1-2 耐震等級(構造躯体の損傷防止)
- 1-4 耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)
- 1-5 耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)

2. 火災時の安全に関すること

- 2-1 感知警報装置設置等級(自住戸火災時)
- 2-2 感知警報装置設置等級(他住戸火災時)
- 2-3 避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下)
- 2-4 脱出対策(火災時)
- 2-5 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部以外))
- 2-6 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部))

4. 維持管理・更新への配慮に関すること

- 4-4 更新対策(住戸専用部)

5. 温熱環境・エネルギー消費量に関すること

「5-1」又は「5-2」、もしくは「5-1」と「5-2」両方の選択が必要となります

- 5-1 断熱等性能等級
- 5-2 一次エネルギー消費量等級

6. 空気環境に関すること

- 6-1 ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)
- 6-2 換気対策
- 6-3 室内空気中の化学物質の濃度等
- 特定測定物質(必須) ホルムアルデヒド
- 特定測定物質(選択) トルエン キシレン エチルベンゼン スチレン

7. 光・視環境に関すること

- 7-1 単純開口率
- 7-2 方位別開口比

8. 音環境に関すること

- 8-1 重量床衝撃音対策
- 8-2 軽量床衝撃音対策
- 8-3 透過損失等級(界壁)
- 8-4 透過損失等級(外壁開口部)

9. 高齢者等への配慮に関すること

- 9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)
- 9-2 高齢者等配慮対策等級(共用部分)

10. 防犯に関すること

- 10-1 開口部の侵入防止対策

(注意)

- ①選択を希望する性能表示事項にチェックしてください。
- ②「5. 温熱環境・エネルギー消費量に関すること」については「5-1 断熱等性能等級」又は「5-2 一次エネルギー消費量等級」、もしくは両方の選択が必要となります。

建築物に関する事項

【1. 地名地番】

【2. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】

都市計画区域内 (市街化区域 市街化調整区域 区域区分未設定)

準都市計画区域内 都市計画区域及び準都市計画区域外

【3. 防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし

【4. 敷地面積】 ㎡

【5. 建て方】 一戸建ての住宅 共同住宅等

【6. 建築面積】 ㎡

【7. 延べ面積】 ㎡

【8. 住戸の数】

【建物全体】 戸

【評価対象住戸】 戸

【9. 建築物の高さ等】

【最高の高さ】 m

【最高の軒の高さ】 m

【階数】 地上 (階)

地下 (階)

【構造】 造 一部 造

【10. 利用関係】 持家 賃貸 給与住宅 分譲住宅

【11. その他必要な事項】

【12. 備考】

(建築物名称:)

(第四面)

住戸に関する事項

【1. 番号】

【2. 階】

【3. 専用部分の床面積】

【居室部分の面積】 m²

【バルコニー等専用使用部分の面積】 m²

【床面積合計】 m²

【4. 当該住戸への経路】

【共用階段】 無 有

【共用廊下】 無 有

【エレベーター】 無 有

【5. 界壁・界床の有無】

【界壁の有無】 無 有

【界床の有無】 無 有 (上階 下階)

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】

(注意)

1 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2 第一面関係

※印のある欄は記入しないでください。

3 第二面関係

① 申請者からの委任を受けて申請を代理で行う者がいる場合においては、2欄に記入してください。

② 建築主が2以上のときは、3欄には代表となる建築主のみについて記入し、別紙に他の建築主についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。

③ 4欄の郵便番号、所在地及び電話番号には、設計者が建築士事務所に属しているときはそれぞれ建築士事務所のもの、設計者が建築士事務所に属していないときはそれぞれ設計者のもの(所在地は住所とします。)を書いてください。

4 第三面関係

① 1欄は、住居表示が定まっていないときは、地名地番を記入してください。

② 2欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。ただし、建築物の敷地が都市計画区域の内外にわたる場合においては、当該敷地の過半の属する区域について記入してください。

③ 3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。

④ ここに書き表せない事項で、評価に当たり特に注意を要する事項は、10欄又は別紙に記載して添えてください。

⑤ 変更設計住宅性能評価に係る申請の際は、11欄に第三面に係る部分の変更の概要について記入してください。

5 第四面関係

① 1欄は、住戸の数が1のときは「1」と記入し、住戸の数が2以上のときは、申請住戸ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。

② 4欄及び5欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

③ ここに書き表せない事項で、評価に当たり特に注意を要する事項等は、6欄又は別紙に記載して添えてください。

④ 変更設計住宅性能評価に係る申請の際は、7欄に第四面に係る部分の変更の概要について記入してください。

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

2 第一面は、申請者(申請者が法人である場合にあっては、その代表者)の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

3 第四面に記載すべき事項を別紙に明示して添付すれば、第四面を別途提出する必要はありません。

4 共同住宅等に係る設計住宅性能評価の申請にあっては、第四面を申請に係る住戸ごとに作成した場合、この申請書を共同住宅等一棟又は複数の住戸につき一部とすることができます。